

平成26年 5 月 28日

厚 第 3 6 2 号

警 察 本 部 長

原子力災害発生時における個人被ばく線量管理要領

(概要)

本要領は、原子力災害が発生した場合に、職員の放射線障害防止の徹底を図るために必要な事項として

- 対象職員
- 管理票の作成
- 被ばく線量の管理及び放射線障害防止
- 管理票の保管等

を定めている。